

仕 様 書

件名	滝沢射撃場境界点検役務	仕様書番号	4 4
		作成年月日	令和 8 年 6 月 1 2 日
履行 期限	令和 8 年 1 2 月 1 8 日	作成部隊	陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊管理科営繕班

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊岩手駐屯地で実施する「滝沢射撃場境界点検役務」に適用する。

2 役務場所

陸上自衛隊岩手駐屯地滝沢射撃場 岩手県滝沢市大石渡 3 3 2 - 3 別図の範囲

3 役務概要

境界点検業務及び関係資料の作成

4 実施期間

契約日から令和 8 年 1 2 月 1 8 日まで

5 一般事項

- (1) 本役務は本仕様書に基づくほか防衛省調査測量作業規程（以下「規定」）により実施するものとし、特に指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施するものとする。
- (2) 本役務実施にあたり点検実施日は予め監督官と協議するものとし、監督官が必要とする書類等の指示があった場合にはその指示に従い速やかに提出するものとする。
- (3) 本役務履行に必要な計測器材、撮影機材及び消耗品等は、請負業者の負担とする。
- (4) 作業遂行に必要な図書の貸与
 - ア 受注者は、本業務遂行のために必要な図書等については、閲覧または、岩手駐屯地業務隊から貸与ができるものとする
 - イ 前項による図書の閲覧又は、貸与が必要な時は、事前に申し出るものとする。
- (5) 受注者は本業務遂行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、損害内容等の状況を監督職員に報告するものとする。
- (6) 本役務実施中施設等に汚損を与えた場合、速やかに監督官へ報告し、その指示に従い速やかに復旧すること。この場合の負担は全て契約業者の負担とする。
- (7) 本業務の実施に必要な関係管公署その他に対する事務手続きは、受注者の責任において速やかに処理するものとする。
- (8) 請負者は、作業の実施に当たり、国有、公有又は私有の土地に立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
 - ア 自衛隊等施設（以下「施設」という。）への立ち入りは、作業に先立ち関係部隊に立ち入り申請を行い承認を得なければならない。
 - イ 請負者は、他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ当該土地の所有者もしくは占有者にその旨通知しなければならない。ただし、通知が困難である場合においてはこの限りでない。

6 特記仕様

(1) 作業項目及び指示事項は、次のとおりである。

ア 打ち合わせ協議

受注者は、業務着手時において、監督職員と作業内容を協議すること。

イ 現地踏査

受注者は、別図に指定する区域の境界杭について、目視及びGPS測量機により確認できる範囲で点検する。また、境界杭付近の樹木、外柵等に目印を付けるものとする。

ウ 伐採

境界杭周辺及び点検経路の藪を刈り払うものとする。

エ 仮境界杭

境界杭が亡失又は移動等した場合、現地に仮境界杭を設置するものとする。

(2) 提出すべき成果品は、次のとおりとする。

ア 境界点成果表一式

イ 点の記一式

ウ 境界点網図

エ 仮境界杭の一覧表

7 提出書類

(1) 別表「提出書類一覧表」のとおり。

(2) 境界杭が破損、亡失又は移動等していた場合、成果品「点の記一式」備考欄に点検時の状態を記載するものとする。

(3) 成果品は紙媒体及び電子媒体により提出する。

(4) 電子媒体による提出については、防衛施設建設工事に係る電子納品手引書（防整施台17547号。27.10.1）を準用し作成したデータを、CD-R又はDVD-Rで提出するものとする。ただし、提出するデータは官側が指定する様式とし、提出の際は防衛省が公表している「電子納品物作成支援ツール」によるチェックを行い、エラーがないことを確認したのち、ウイルス対策を実施した上で提出することとする。

提出書類一覧表

書類名	部数	様式	宛先名	提出期日（厳守）	備考
着手届	1 部	別示	分任契約担当官 陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊長	受注後速やかに	
現場代理人指名通知書	1 部	〃	〃	〃	略歴書、必要資格等の写しの添付（必須）
下請負者設置等通知書	1 部	〃	〃	〃	下請業者がない場合は不用
工程表	1 部	別示	〃	〃	
役務日報	1 部	別示	〃	翌日の午前中	実施杭（No）と実施人数を記入すること
完了届	1 部	〃	〃	完成検査時	
成果品	1 部	〃	〃	〃	電子媒体及び紙媒体で一部ずつ
なお、いずれの書類も提出期日厳守とする。また、本役務は、現場終了後、各種書類の提出報告をもって完了とするので提出期日は確実に厳守すること。					

※提出書類の細部については、岩手駐屯地業務隊管理科営繕班（内線318）まで問合わせ願います。